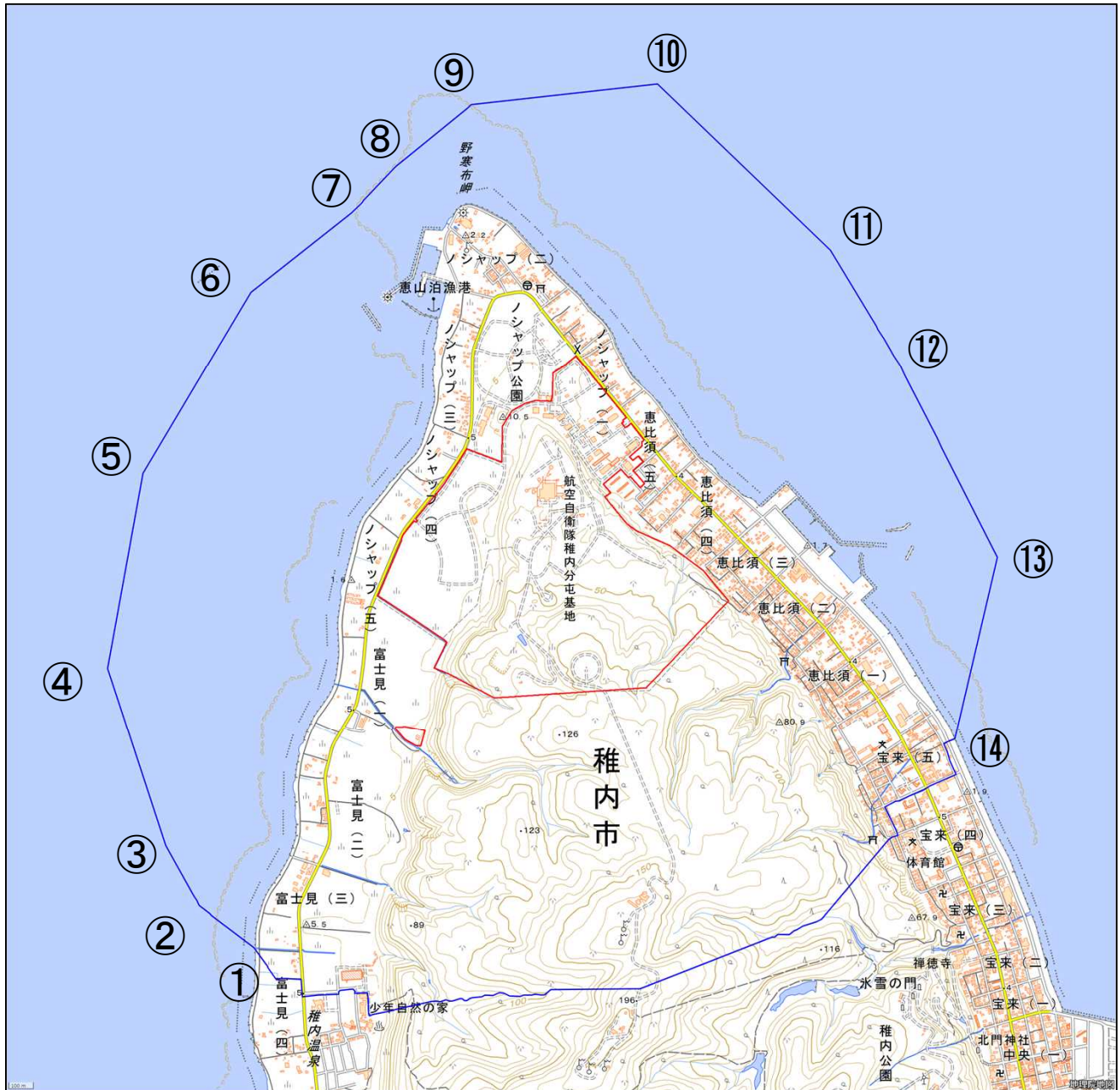


航空自衛隊稚内分屯基地（庁舎地区等）

対象防衛関係施設 の所在地	北海道稚内市	恵比須五丁目二番一号
対象防衛関係施設 の区域	北海道稚内市	恵比須五丁目、大字稚内村ヤムワッカナイ、ノシャップ、ノシャップ四丁目及び富士見一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	北海道稚内市	恵比須一丁目から五丁目まで、大字稚内村ヤムワッカナイ（次の図面に示す部分に限る。）、ノシャップ、ノシャップ一丁目から五丁目まで、富士見一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに宝来四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯四十五度二十五分二十三秒、東経百四十一度三十八分五秒の点 二 北緯四十五度二十五分二十九秒、東経百四十一度三十七分五十五秒の点 三 北緯四十五度二十五分三十七秒、東経百四十一度三十七分四十八秒の点 四 北緯四十五度二十六分〇秒、東経百四十一度三十七分三十七秒の点 五 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度三十七分四十四秒の点 六 北緯四十五度二十六分四十八秒、東経百四十一度三十八分四秒の点 七 北緯四十五度二十六分五十九秒、東経百四十一度三十八分二十三秒の点 八 北緯四十五度二十七分四秒、東経百四十一度三十八分三十秒の点 九 北緯四十五度二十七分十二秒、東経百四十一度三十八分四十四秒の点 十 北緯四十五度二十七分十五秒、東経百四十一度三十九分十八秒の点 十一 北緯四十五度二十六分五十三秒、東経百四十一度三十九分五十秒の点 十二 北緯四十五度二十六分三十八秒、東経百四十一度四十分三秒の点

		<p>十三 北緯四十五度二十六分十四秒、東経百四十一度四十分二十一秒の点</p> <p>十四 北緯四十五度二十五分五十秒、東経百四十一度四十分十三秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

航空自衛隊稚内分屯基地（庁舎地区等）周辺地域 （北海道稚内市恵比須5丁目2番1号）



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

